

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【公表番号】特表2010-502601(P2010-502601A)

【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2009-526573(P2009-526573)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 38/48 (2006.01)

A 6 1 K 38/43 (2006.01)

A 6 1 P 1/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 37/547

A 6 1 K 37/48

A 6 1 P 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月27日(2010.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

治療を必要とする対象における細菌、ウイルスまたは真菌感染により引き起こされる感染性歯周病の予防、阻止および/または治療のための有効量の化合物を含む医薬組成物の製造のための化合物の使用であって、化合物がプラスミノゲン、Lys-プラスミノゲン、Glu-プラスミノゲン、1以上のクリングルドメインおよびタンパク分解ドメインを含むプラスミノゲンの変形、ミニ-プラスミノゲン、およびプラスミノゲンのクリングルドメインから選択される、使用。

【請求項2】

歯周病が細菌感染であるか、または細菌感染により引き起こされる、請求項1記載の使用。

【請求項3】

歯周病が歯周炎、歯肉炎、壊死性歯肉炎、インプラント周囲炎(periimplantitis)およびインプラント周囲(perimplant)粘膜炎から選択される、請求項1または2のいずれか記載の使用。

【請求項4】

さらに炎症細胞を活性化し、ケラチノサイト移動を増強し、細菌増殖を軽減し、壊死組織を除去し、組織改造を改善しおよび/またはサイトカイン発現を増強する、請求項1～3のいずれか記載の使用。

【請求項5】

治療を必要とする対象における感染性歯周創傷の治療を促進するための有効量の化合物を含む医薬組成物の製造のための化合物の使用であって、化合物がプラスミノゲン、Lys-プラスミノゲン、Glu-プラスミノゲン、1以上のクリングルドメインおよびタンパク分解ドメインを含むプラスミノゲンの変形、ミニ-プラスミノゲン、およびプラス

ミノージェンのクリングルドメインから選択される、使用。

【請求項 6】

感染性歯周創傷が傷害により引き起こされる創傷または歯根膜手術もしくは形成外科により引き起こされる創傷である、請求項 5 記載の使用。

【請求項 7】

さらに線維素沈着を軽減し、ケラチノサイト移動を促進し、サイトカイン発現を増強し、壊死組織を除去し、炎症細胞を活性化しおよび/または組織改造を改善する、請求項 5 または 6 のいずれか記載の使用。

【請求項 8】

対象がヒト対象であり、化合物がヒトプラスミノージェンである、請求項 1 ~ 7 のいずれか記載の使用。

【請求項 9】

対象が非ヒト哺乳類である、請求項 1 ~ 7 のいずれか記載の使用。

【請求項 10】

プラスミノージェン、Lys-プラスミノージェン、Glu-プラスミノージェン、1以上のクリングルドメインおよびタンパク分解ドメインを含むプラスミノージェンの変形、ミニ-プラスミノージェン、およびプラスミノージェンのクリングルドメインから選択される有効量の化合物を含む、細菌、ウイルスまたは真菌感染により引き起こされる感染性歯周病の治療、予防および/または阻止のための医薬組成物。

【請求項 11】

プラスミノージェン、Lys-プラスミノージェン、Glu-プラスミノージェン、1以上のクリングルドメインおよびタンパク分解ドメインを含むプラスミノージェンの変形、ミニ-プラスミノージェン、およびプラスミノージェンのクリングルドメインから選択される有効量の化合物を含む、感染性歯周創傷の治療を促進するための医薬組成物。

【請求項 12】

化合物がヒトプラスミノージェンである、請求項 10 または 11 のいずれか記載の医薬組成物。

【請求項 13】

組成物がさらに医薬的に許容される担体を含む、請求項 10 ~ 12 のいずれか記載の医薬組成物。

【請求項 14】

組成物が水溶液、うがい溶液、ゲル、ローション、香油、粉末、ペースト、歯磨き粉、包帯または創傷包帯からなる群から選択される、請求項 10 ~ 13 のいずれか記載の医薬組成物。

【請求項 15】

組成物がスプレーにより、または局所、経口、局部もしくは全身投与により投与される、請求項 10 ~ 13 のいずれか記載の医薬組成物。

【請求項 16】

局所投与用組成物が創傷領域のセンチメートル四方あたりプラスミノージェン 1 μg ~ 500 mg を含む、請求項 15 記載の医薬組成物。

【請求項 17】

投与が少なくとも一回繰り返される、請求項 15 記載の医薬組成物。

【請求項 18】

投与が少なくとも毎日繰り返される、請求項 15 記載の医薬組成物。